

契約法の常識を学びたい方、賢い消費者になりたい方に

契約法入門—消費者はだまされやすいのか？

契約はスマートフォンの購入やネット通販など、日常生活のさまざまな場面で結ばれています。しかし仕組みを知らないと、思わぬトラブルに巻き込まれることもあります。本講義では、民法と消費者法の基本を手がかりに、若者が遭遇しやすい契約トラブルの事例を紹介し、だまされないための考え方と対処法を分かりやすく解説します。

松岡 勝実 教授

- 出張講義分野
民法(財産法)、災害管理制度論
- 研究分野のキーワード
契約、不動産取引、損害賠償
- 専門分野
民事法学、災害復興法学



大学ではこんなことを研究しています

契約や不法行為などの民法を中心に、消費者トラブルの防止、企業や自治体の損害賠償責任、災害復興や土地利用の法制度などを研究しています。特に、東日本大震災の経験を踏まえ、安全で安心な社会づくりや、消費者が主体的に行動できる社会の実現を目指した研究に取り組んでいます。

先生からメッセージ

本学では、法律や社会の問題など幅広い分野を学びながら、自分の関心を深めていくことができます。また、海外で学んだりすることは、世界を知り、広い視野を持つ貴重な経験になります。若いうちはぜひさまざまなことに挑戦し、自分の可能性を試してみてください。あなたの才能を伸ばし、夢を実現してゆく。大学はそのチャンスとなるでしょう。

略歴 創価大学大学院法学研究科博士後期課程修了。博士(法学)。
英国ケンブリッジ大学、米国ハーバード大学研究員、岩手大学教授等を経て、2026年4月より現職。
宅地建物取引士の国家資格を有する。